

建築設計監理業務等に係る最低制限価格の設定について（お知らせ）

本市の建築設計監理業務および建築設備設計監理業務において、業務成果品の品質確保や過当競争（ダンピング）の防止を図るため、令和5年10月1日以降に入札公告または入札指名通知を行う案件から最低制限価格の設定を実施します。

なお、最低制限価格および算定基準は非公表とし、予定価格については事前公表とします。

令和5年9月4日

米原市総務部財政契約課